

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	金融ビッグバンと地域金融機関
<b>Author</b>	数阪 孝志
<b>Citation</b>	季刊経済研究, 22 卷 2 号, p.1-23.
<b>Issue Date</b>	1999-09
<b>ISSN</b>	0387-1789
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経済研究会
<b>Description</b>	
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

## 金融ビッグバンと地域金融機関

数 阪 孝 志

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| はじめに             | 2 金融機関の新設     |
| 1 地域金融機関と不良債権    | 3 預金保険機構の資金援助 |
| 1. 1 不良債権分類基準の変遷 | 4 信用組合の破綻と再編  |
| 1. 2 地域金融機関の不良債権 | おわりに          |
| 1. 3 地域金融機関と行政対応 |               |

### はじめに

1998年はわが国の金融変革を考える上ではある意味で大きな転換点であったといえる。大手金融機関は、97年10月の北海道拓殖銀行・山一証券の破綻以後、98年にはいり本格的な再編にむけ業務・資本提携戦略を強力に進めたが、一方では日本長期信用銀行・日本債券信用銀行の特別公的管理への移行で、一層の整理淘汰が進められた。また、金融行政に関しては、6月に金融監督庁、10月に金融再生委員会が発足し、これまでの大蔵省に一元化された金融行政からの転換が図られた<sup>1)</sup>。法制上では、包括的な金融システム改革法が6月に成立し、12月から施行され、金融ビッグバンに向けた法制上の整備も大きな山を越えた。2月に成立した2法（預金保険法改正法・金融機能安定化緊急措置法）に基づき組み立てられた金融安定化を図るための30兆円の公的資金枠は、10月には60兆円にまで拡大された。その公的資金枠からの銀行への資本投入が98年3月に第1回目<sup>2)</sup>が行われたが、より拡大された本格的な公的資金の投入は、98年末から話が始まり、99年3月に主要行15行に対し総額7兆4,592億円行われた。その際に、主要行は早期健全化法（金融機能の早期健全化のための緊急措置に

---

〔キーワード〕 信用組合、第二地銀、不良債権、預金保険機構

- 1) 金融監督庁が1998年6月22日に発足してから最初の1年間の活動状況については、同庁が99年6月22日に公表した「金融検査・この1年（平成10年度版）」および8月10日に公表した「金融監督庁の1年」を参照。
- 2) 第1回目の公的資金の投入は、主要行（都市銀行・長期信用銀行・信託銀行）18行に、地方銀行の横浜銀行・足利銀行・北陸銀行を加え、全21行に対し、総額1兆8,156億円行われた（『金融』1998年4月号、57-62ページ）。

関する法律) 第5条に基づき経営健全化計画を策定し金融再生委員会に提出しなければならないことから、一定の再編を含む中長期的なビジョンにまでわたる経営計画を公表し、その実現を「公約」した形となった<sup>3)</sup>。金融再生委員会は7月にそのフォローアップを公表しており、今後とも定期的にその実施状況を見ていくこととしている<sup>4)</sup>。これらいわば行政による外枠からの「強制」と国際金融市場における海外主要金融機関の動向・競争圧力との二重の力によって、主要行では一定の経営立て直しが進んでおり、長らく実態としては遅々として進んでこなかった不良債権処理にも公的資金による資本増強を受けて前向きになることが出来る条件が出てきている。

このような状況下で、地域金融機関の経営立て直しがビッグバン完結のために残された課題であることがますます明瞭となっており、本格的な金融再編の軸が地域金融機関に移ってきている。

1999年にはいり地域金融機関の経営危機問題が相次いで表面化している。98年に導入された早期是正措置が、幸福銀行・北海道銀行・東京相和銀行・新潟中央銀行・なみはや銀行と、不良債権処理のために自己資本比率が低下した銀行に矢継ぎ早に発動された。また、国民銀行をはじめとする経営破綻銀行に対して金融再生委員会は金融整理管財人を派遣するなど、これまでにない新しい方式の破綻処理を進めている。従来、第二地銀や信用組合と比べ比較的経営破綻の少なかった信用金庫でも、不動信用金庫(大阪)、玉野信用金庫(岡山)が破綻処理に入り、興産信用金庫(東京)が神田信用金庫に救済合併されるなど、問題が相次いで出てきている。もちろん信用組合でもこれまでにないペースで経営破綻・合併が進行している状況である。

3) 早期健全化法第5条「前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等〈公的資金の投入を受け、株式を発行または劣後ローンの借入を行い資本増強を図る金融機関〉は、金融再生委員会に対し、次に掲げる方策(第八条に規定する金融機関〈合併等を行う金融機関〉及び銀行持株会社等については、第三号に掲げる方策を除く)を定めた経営の健全化のための計画を、機構〈預金保険機構〉を通じて、提出しなければならない。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により利益の流出が行われないための方策

四 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

五 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

六 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」

4) 金融再生委員会が99年7月2日に公表した経営健全化計画フォローアップによれば、99年3月末の自己資本比率は、15行平均で見込みが11.84%であったのに対し、実績は12.12%、また役員数・従業員数・人件費・物件費ともに15行合計額では実績が見込みを下回るなど、超過達成している。しかしながら、公的資金の投入によって最も期待された信用供与に関してみれば、中小企業向け貸出実績が15行合計で7,154億円も見込みを下回っていることが明らかとなった。とくに、富士銀行は単独で5,559億円も計画を下回っており、その他、住友銀行2,688億円、東海銀行2,493億円をはじめ、15行のうち8行で未達成であった。

そこで本稿では、金融ビッグバンのいわば残された問題となっている地域金融機関の状況について概観し、わが国の金融再編の実状と特徴を地域金融機関の視角から明らかにすることを目的とする。

なお、本稿で地域金融機関というのは、直接には、第二地銀・信用金庫・信用組合の中小金融3業態を指すものとする。この3業態に範囲を限定した分析は、すでに本研究所を中心とした共同研究で由里宗之が担当していた<sup>5)</sup>。地方銀行も地域金融機関には違いないが、今までのところ経営危機はあっても経営破綻にまで至っているケースはなく（北海道銀行への早期是正措置の発動は、即破綻を意味せず、北海道銀行の自己資本充実化計画の実施による経営再建が進行中である）、その意味からここでは上記3業態に限定して検討することとした。

## 1 地域金融機関と不良債権

本節では、地域金融機関の経営状況を概観することとしよう。

金融再生委員会は、99年7月23日付で「資産査定等報告書集計結果（平成11年3月期）」を公表した。全体の状況をまとめたのが表1である。

表1 資産査定等報告書集計結果（平成11年3月期、単位億円）

	機関数	正常債権	破産更生債権等	危険債権	要管理債権	3分類合計	債権合計	不良債権比率(%)
都市銀行	9	2,655,110	32,550	81,890	28,400	142,840	2,797,950	5.11
長期信用銀行	1	254,370	3,840	11,980	5,630	21,450	275,820	7.78
信託銀行	7	45,710	17,270	29,310	8,580	55,160	505,870	10.90
主要行計	17	3,360,190	53,660	123,180	42,610	219,450	3,579,640	6.13
地方銀行	64	1,353,780	35,000	34,770	13,980	83,750	1,437,530	5.83
第二地銀	57	460,430	14,550	16,200	5,480	36,230	496,660	7.29
地域銀行計	121	1,814,210	49,550	50,970	19,460	119,980	1,934,190	6.20
信用金庫	392	696,860	31,260	23,070	13,770	68,100	764,960	8.90
信用組合	288	123,510	7,400	6,340	3,500	17,240	140,750	12.25
労働金庫	41	72,620	180	350	210	740	73,360	1.01
合計	859	6,067,390	142,050	203,910	79,550	425,510	6,492,900	6.55

注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、みどり、国民、幸福、東京相和の各行及び破綻を表明している信用組合、信用金庫を除く。

3. 全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会は含まない。

出所) 金融再生委員会。

5) 大阪市立大学経済研究所・数阪孝志編『日本型金融システムの転機』東京大学出版会、1998年、VI章「信用組合・信用金庫・第二地銀の財務状況と経営課題—金融機関業態間の定量的比較から—」。

この「集計結果」では、都市銀行・長期信用銀行・信託銀行の主要行と地方銀行・第二地銀の「地域銀行」、それに信用金庫・信用組合・労働金庫を加えた全8業態での不良債権の状況が業態毎に示されている。なお、不良債権の状況といったがこの「集計結果」では、債権<sup>6)</sup>を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4種類に分類している。この分類は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）施行規則（金融再生委員会規則第2号）第4条に定められている区分に準じたもので、99年3月期決算より新しく銀行の資産査定区分基準として導入されたものである。銀行の不良債権に関する基準は非常に変化が激しく、計算方法が二重・三重もあり、不良債権の実態がよけいに掴みにくくなっているともいわれているため、ここでは「集計結果」の特徴を検討する前に、不良債権の基準について概括しておく。

#### 1. 1 不良債権分類基準の変遷

そもそもわが国で銀行の不良債権の公表が行われるようになったのは、93年3月期決算からであるが、その際の公表は破綻先債権と延滞債権の2分類、しかも対象範囲が主要行だけに限られたものであった。当初から、延滞債権の期限が6ヶ月でアメリカ基準の90日に比べ2倍の長さに達していること、その間に「追い貸し」によって金利返済が行われた場合には、金利未収ではなくなるという理由で延滞債権からはずされること、貸付先の経営状態が悪いために金利返済を減免しているような場合は最初から除外されていること、などいくつかの問題点が指摘され、このような公表では不良債権の実態はわからないといわれてきた。その後、96年3月期決算から金利減免債権が公表されるようになり、さらに「正規」の不良債権である3分類、破綻先債権・延滞債権・金利減免債権に加え、「参考」として経営支援先債権の公表、対象機関の範囲の拡大と、情報開示がある意味では「小出し」に進められていった。

98年1月には、自己査定結果の集計が大蔵省より公表された。自己査定とは、各金融機関が適正な償却・引当を行うための内部手続きとして、各行が自主的に判断して、貸付債権を4分類に分けるというものである。I分類は正常債権であり、II分類は「個別に適正なリスク管理を必要とすると判断された額」、III分類は「損失の発生の可能性が高いが、その損失発生時、その損失額についての合理的な推計が不可能な額」、IV分類は「回収不可能又は無価値と判断される額」とされており、II～IV分類が不良債権と考えられるが、その総額は70兆円を超え、従来基準の公表不良債権額とあまりにかけ離れていたことから問題となった。この自己査定は、その名前の示す通り「自己」判断によって左右される部分が大きいことか

---

6) なお、ここでいう債権は、狭義の貸出金だけに止まらず、貸付有価証券、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾（共同組織金融機関では債務保証見返）を含むものである（金融再生法施行規則第4条）。

ら、不良債権の実態を正確に反映しているかどうか外部からは判断できないところに問題点がある。

98年3月期決算からは新しい「リスク管理債権」という分類が導入された。これは、金融監督庁の新聞発表でも、アメリカのSEC（証券取引委員会）基準を念頭にしたものとはっきりと言われており、従来の基準による不良債権の「過小評価」に対する批判を意識したものである<sup>7)</sup>。「リスク管理債権」では不良債権を以下の4種類に分類している。(1)破綻先債権・(2)延滞債権は、従来基準を踏襲している。それに加えて、(3)3ヶ月以上延滞債権は、元金または利息の支払が3ヶ月以上延滞している貸出金のうち(1)破綻先債権・(2)延滞債権を除いたものであり、(4)貸出条件緩和債権は、「経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、金利の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受入など）を与える約定条件の改定等を行った貸出」とされている。

以上の「リスク管理債権」の基準に従い算定された額は、98年3月期決算で、全国銀行合計が29兆7,580億円にのぼった。従来基準の破綻先債権・延滞債権・金利減免債権の3分類に基づく不良債権の算定を行った場合には19兆5,300億円（その他に経営支援先債権が1兆7,410億円）となり、「リスク管理債権」基準の方が52.4%（経営支援先債権も含めた場合には39.9%）金額が拡大している。

この「リスク管理債権」が、当初の目的通りアメリカ並の不良債権公表に当たるのかどうかを判断する方法が1つだけある。それは、1つの銀行が同時に日米の基準で不良債権額を算定した場合に両者を比較することであり、わが国の銀行の中で唯一ニューヨーク証券取引所に上場している東京三菱銀行のケースで検証できる。

『東京三菱銀行レポート'98』によれば、98年3月期決算での東京三菱銀行の不良債権は、日本基準の「リスク管理債権」で2兆2,501億円、米国基準で見た場合（連結ベースで）1兆2,294億円、となっている。日米で2倍近く差があり、日本基準の方が多く算定されている。この理由を東京三菱銀行は次のように説明している。「米国会計基準では回収不能と認定された債権（IV分類）は速やかに直接償却することとされております。当行は前3月期において資産の自己査定を実施し、IV分類債権を体系的に把握したことから、監査法人より直接償却を求められ、米国基準の開示に反映させたことによります。／また、日本基準の貸出条件緩和債権に含まれる『経営支援先（旧基準）』の対象関連会社につきましては、実質支配力基準に基づき米国基準においては連結対象先といたしました。これら関連会社の資産を時価評価し、時価評価に伴う費用を米国基準での期間損益に反映させるとともに、日本基準で関連会社への貸付金に対して引き当てた債権償却特別勘定を取り崩しております。この結果、日本基準における貸出条件緩和債権の残高に比べ、米国基準のリストラクチャード貸出

7) 金融監督庁「預金取扱金融機関のリスク管理債権等の状況について」1998年7月17日新聞発表。

金残高は減少しております。」<sup>8)</sup>このように、債権償却、連結、時価評価等会計上の処理の相違から日米でいう不良債権対象の金額算定に大きな差が出てくるというのである。

ちなみに、97年3月期では日本の旧基準による不良債権9,117億円（経営支援先債権を含めた場合1兆1,563億円）に対し、米国基準では1兆8,808億円と、2倍近い差があり、米国基準の方が多く算定されていた。

米国基準による不良債権とは、未収利息不計上貸出金・90日以上延滞貸出金・リストラクチャード貸出金の3分類の合計額を指している。未収利息不計上貸出金とは、「当行および子会社の貸出金のうち、元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日から6カ月（海外の一部子会社では90日）以上延滞し、当該未収利息を『収益不計上』扱いとした貸出金」のことであり、90日以上延滞貸出金とは、「当行および子会社の貸出金のうち、元金または利息の支払いが約定支払日の翌日から90日以上延滞している貸出金のうち、未収利息不計上貸出金を控除したもの」であり、さらにリストラクチャード貸出金とは、「当行および子会社の貸出金のうち、貸出元本の返済猶予、金利減免・棚上げ、または経営支援等を行った貸出金のうち、未収利息不計上貸出金および90日以上延滞貸出金を控除したもの」であると説明されている<sup>9)</sup>。

以上、両国の分類基準が同じでなく、さらに会計上の処理においても大きな相違があることから、「リスク管理債権」による算定は米国基準とは同額ではないが、それ以前の基準により過小に評価されていた事態は解消されたと言うことができよう。

このような「リスク管理債権」基準の導入から1年たった99年3月期には、先に述べたように、また新しい基準による算定が行われることとなった。この新しい基準では、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は「破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」は「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」、「要管理債権」は「3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権」と定義されており（金融再生法施行規則第4条第2項～第4項）、主要17行で総額20兆9,029億円に達しているが、これは「リスク管理債権」基準で算定した場合と1兆2,000億円程度の格差をもたらした。とくに大きな特徴は、従来貸出先の利払いに注目していたのに対し、今回の基準では貸出先の財務状態に着目している点と、貸出金以外の債務保証や貸付有価証券にも範囲を広げている点にあると言われており、そのため一層広い範囲の問題債権が公表の対象となることとなった<sup>10)</sup>。

8) 『東京三菱銀行レポート'98』（[http://www.btm.co.jp/manage\\_i/index.htm](http://www.btm.co.jp/manage_i/index.htm)）より。

9) 前掲『東京三菱銀行レポート'98』「不良債権への対応」の中には米国基準のより詳細な説明が付されている。

10) 『日本経済新聞』1999年5月25日。

たしかに銀行が抱えている不良債権の開示はこれまでになく広い範囲を対象とするようになってきた。しかし、このように短期間に算定・公表の基準が変化し、さらに複数の基準が併存するという事態をどのように評価できるだろうか。行政側の対応はあまりにも「先送り」・「小出し」であり、基準を次第に広げていくやり方によって、当初は不良債権額が非常に少なく見積もられ、そのために思い切った対応がとられず、処理が長引いた遠因ともなったと言える。公表範囲が狭いことは当初から指摘されていたことであり、公表し始めてから実態との格差に改めて気が付いたというようなものではない。また公表対象の業態を次第に広げていくやり方や、公表範囲を業態によって格差をつけるやり方は、この部面でも大蔵省の「仕切り」による「業界秩序」が守られたことをあらわしており、それだけに「行政責任」が問われることになる。

## 1. 2 地域金融機関の不良債権

さてここで「資産査定等報告書集計結果（平成11年3月期）」に戻り、その特徴を検討しよう。

この「集計結果」では、「日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、みどり、国民、幸福、東京相和の各行及び破綻を表明している信用組合、信用金庫を除く」とされている。そのようにすでに破綻しているかあるいは破綻状態にある機関を除いたものであるにもかかわらず、信用組合の不良債権比率は12.25%と最も高くなっている。また、信用金庫8.90%、第二地銀7.29%といずれも全業態平均6.55%よりも高く、地域金融機関にはまだ経営課題として不良債権処理が重くのしかかっている状況が分かる。

主要行は2回にわたる公的資金の投入を受け、不良債権処理・自己資本充実に努めた後の数値としてみれば、3業態合計で6.13%となっているものの、とくに信託銀行は10.90%と信用組合に次いで高い比率を示しており、不良債権の過重が極めて重く、他業態に比べ相当大胆な経営立て直しをする必要があることが分かる。

とくに、信用組合は、99年3月末時点で、全国で322信組があったにもかかわらず、この「集計結果」では288信組だけが対象となっている。すなわち、34もの信用組合が破綻を表明している信用組合ということになる。しかも、さきほどみた不良債権比率12.25%というのはそれら34信組を除いた数値であることからすれば、信用組合が業態全体として非常に厳しい状況にあるといえる。322信組の99年3月末の債権合計額は16兆9,627億円<sup>11)</sup>であるのに対し、「集計結果」が対象とした288信組の債権合計額は14兆750億円であり、除外された34信組の債権規模は全体の17.0%に相当することになる。

なお、第二地銀は、99年3月末時点で、全国で61行であったのに対し、「集計結果」では、

11) 全国信用組合主要勘定のうち貸出金・貸付有価証券・外国為替・その他資産の合計額、『信用組合』1999年7月号、94ページより。

先に見たように、みどり銀行、国民銀行、幸福銀行、東京相和銀行が対象から外され57行に止まっている。この57行には98年10月に福徳銀行となにわ銀行が特定合併することにより誕生したなみはや銀行が含まれている。

なみはや銀行は、99年3月期決算（連結ベース）で自己資本比率がマイナスになったことから、6月28日に金融監督庁が早期是正措置を発動していた。7月12日になみはや銀行は経営再建のための計画書を金融監督庁に提出していたが、8月6日になりなみはや銀行からの破綻申請（預金払い戻しが出来ない事態が生じるおそれがある）を受け、翌8月7日に金融再生委員会は金融再生法第8条に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を発した<sup>12)</sup>。

このような経緯からみて、なみはや銀行は、すでに99年3月末時点で実質的な破綻状態にあったといえるが、このなみはや銀行や6月11日に銀行への早期是正措置発動4例目となった新潟中央銀行を含めた57行ベースでみた不良債権比率が7.29%なのである。はじめから4行も除外されていること自体が、第二地銀の経営状態の悪さをあらわしているといえる。99年3月末の第二地銀61行の貸出金合計額は52兆7,207億円であるのに対し、4行の貸出金合計額は4兆8,374億円であり、9.2%相当が控除された計算となっている。

このような信用組合・第二地銀の状況に比べ、信用金庫は、99年3月末時点で、全国で396信金であったのに対し、「集計結果」が対象としているのは392信金であり、組織数で見ても4信金しか対象外となっていない。これは信用組合と比べて数の上で破綻数が非常に少ないというだけでなく、第二地銀と比べてみても母数が6倍以上異なるわけであるから、破綻事例が比較的少ないといえることができる。

このように地域金融機関の3業態の中でも、不良債権比率が高く破綻事例が多い信用組合・第二地銀に対し、信用金庫は総体的（集計量でみて）に良好な経営状態を保っており、業態によって大きな格差がみられる。この業態間の格差の原因を、前記由里論文では、「いわゆる『バブル経済』の時期に、信用金庫が他業態比最も頑なに従来の営業・財務政策・収益構造を保持し続け」<sup>13)</sup>たことに求めているが、バブル崩壊からすでに10年近く経過し、この間にバブルの精算が遅々として進まなかったからこそ、いまだにバブル期の経営対応が明暗を分ける原因となっているのである。

以上みてきたように、地域金融機関、とくに信用組合・第二地銀においていまだに不良債権は重く、またその処理が経営問題として重大であり、経営破綻等に至る頻度を高らしめて

12) 金融再生委員会委員長談話「なみはや銀行について」 (<http://www.frc.go.jp/news/n046.html>)、金融監督庁長官談話 (<http://www.fsa.go.jp/danwa/danwaj/f-19990807-1.html>)、預金保険機構理事長談話「なみはや銀行の金融整理管財人への就任について」 (<http://www.dic.go.jp/new.990807.html>)、日本銀行総裁談話「なみはや銀行について」 ([http://www.boj.go.jp/press/press\\_f.htm](http://www.boj.go.jp/press/press_f.htm))、いずれも1999年8月7日。

13) 前出注5)の由里論文、204ページ。

いる原因となっているといえる。

### 1. 3 地域金融機関と行政対応

これまでみてきた金融再生委員会の「集計結果」に先立つこと約1ヶ月、金融監督庁は、99年6月22日付けで「地方銀行（64行）に対する検査・考査結果について」を公表した<sup>14)</sup>。これは、業態毎の結果を詳細に公表したものであるが、先の「集計結果」が地方銀行64行の99年3月末時点での債権合計143兆7,530億円を対象としているのに対し、この「検査・考査結果」では98年3月末の総与信144兆2,445億円が対象とされている。ここでいう総与信とは、「貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目」の合計額とされており、対象資産範囲は同じと考えられるが、時期が異なるので直接の比較は出来ないが、業態毎の特徴が詳細に描かれている点が特徴となっている。

この「検査・考査結果」に基づく不良債権（当局査定のⅡ分類・Ⅲ分類・Ⅳ分類合計）額は17兆2,464億円で、総与信に対する比率は12.0%に達している。各地方銀行の自己査定によるⅠ分類と当局査定によるⅠ分類との差は1.6%に止まっており、その限りでは両者の格差はわずかであるともいえるが、そもそも査定による4分類への仕訳は、「リスク管理債権」基準とも異なり、とくにⅡ分類＝個別に適切なリスク管理を要する資産が大きく評価される傾向があるため、地方銀行の不良債権比率が先に見た「集計結果」の5.83%に比べ2倍以上の開きがある形となっている。

続いて、金融監督庁は99年9月2日付けで「第二地方銀行（56行）に対する検査・考査結果について」も公表した<sup>15)</sup>。この「検査・考査結果」でも査定方法は地方銀行の場合と同じであるが、基準日を98年9月30日としている。また、対象行からみどり銀行・東京相和銀行・国民銀行・幸福銀行・なみはや銀行（正確に言うと99年9月30日時点ではまだ福徳銀行となにわ銀行の特定合併が行われておらず、なみはや銀行としてスタートするのは翌10月1日からであるが）が除かれている。

56行の「検査・考査結果」では、総与信45兆9,360億円に対し、不良債権（当局査定のⅡ分類・Ⅲ分類・Ⅳ分類合計）額は6兆6,195億円で、総与信に対する比率は14.4%にまで達している。地方銀行の場合と同様に、先の「集計結果」にみる7.29%と倍近い開きがある。地方銀行にしても第二地銀にしても検査・考査から集計まで各々1年・半年という時間的経過があり、その間不良債権処理を一定進めたことを考え合わせれば、「集計結果」で不良債権比率が低く出てくることは肯首できるが、このように一気に半減というのはこれまでの不良債権処理のペースが比較的緩やかであったことを考慮すると、やはり査定による分類が現

14) 金融監督庁「地方銀行（64行）に対する検査・考査結果について」（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/f-19990622-1.html>）。

15) 金融監督庁「第二地方銀行（56行）に対する検査・考査結果について」（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/f-19990902-1.html>）。

行基準の分類と大きな相違を持ったものである証拠ともなるといえる。

さらにいえば、金融監督庁がとくに地方銀行・第二地銀の2業態について「検査・考査結果」を公表したのは、これらの地域銀行業態の経営状態を明確にし、一層の不良債権処理・再編や資本増強を図る程度を明らかにしたものと見える。

99年3月の主要15行への公的資金が投入されたあと、次に地域金融機関への投入を視野に入れた行政サイドの対応が始まったといえる。

99年6月10日、金融再生委員会は「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」を公表した。これは、99年後半期にむけて地域金融機関への公的資金投入をにらんで出されたものであるが、自己資本比率の国内基準（4%）に従っている銀行に対してさえも国際基準並の達成を求める発言が出るなど、地域銀行間の一層の格差をもたらそうという行政サイドの意図が見え隠れするものとなっている。地域金融機関における自己資本増強こそ銀行の貸し渋り対策として中小企業には有効であるが、その地域金融機関の一層の選別を促し、機関数が減少するだけの再編を進めるような行政の方向付けは、地域経済の基盤を掘り崩すことにつながりかねない。

なお、99年9月2日は、足利銀行・北陸銀行・琉球銀行・広島総合銀行の4行が、金融再生委員会に対し、公的資金の申請を行った。4行の合計額は2,600億円（足利・転換型優先株式1,050億円、北陸・転換型優先株式750億円、琉球・無担保転換社債（劣後特約付）400億円、広島総合・転換型優先株式200億円・劣後特約付金銭消費貸借200億円）であり、同時に経営健全化計画が提出されている<sup>16)</sup>。他の地域銀行にまで公的資金の申請が拡大することによって、人員・店舗・経費の削減を中心とした経営合理化が地域にまで広く深く浸透することになる。

## 2 金融機関の新設

わが国の金融再編が機関数の減少方向だけを向いているのは、戦前の集中化運動とは歴史的條件が異なるとはいいいながら、多様なスタイルでの再編を内包していないという意味で、問題をはらんでいるということができよう。その点を金融機関の新設状況から逆照射しようというのが、本節の目的である。

表2は、1968年以降最近30年間の、預金取扱金融機関の新設状況を示している。

この表から明らかのように、68年から83年までの前半15年間と85年以降の後半期とでは、新設された金融機関の種類が全く異なっている。前半期には、信用組合だけが新設されている。それも商銀・朝銀という外国系信用組合か、業域・職域型信用組合に限られており、一般の地域型信用組合は1件も新設されていない。また、信用組合以外の銀行等の業態におい

16) 『金融財政事情』1999年9月6日号、7ページ。

表2 預金取扱金融機関の新設状況

68年 7月	静岡県医師信組	85年 10月	モルガン信託銀行
12月	朝銀青森信組	10月	日本バンカース・トラスト信託銀行
69年 1月	朝銀岩手信組	11月	チェース・マンハッタン信託銀行
2月	青森商銀信組	86年 1月	シティトラスト信託銀行
4月	石川商銀信組	2月	ケミカル信託銀行
4月	朝銀石川信組	3月	マニュファクチャラス・ハノーバー信託銀行
4月	信組岩手商銀	3月	クレディ・スイス信託銀行
6月	金沢地方国鉄信組	4月	スイス・ユニオン信託銀行
7月	滋賀県運輸観光業信組	4月	パークレイズ信託銀行
70年 2月	朝銀秋田信組	93年 8月	東京信託銀行
2月	秋田商銀信組	8月	野村信託銀行
12月	朝銀富山信組	8月	日興信託銀行
71年 1月	富山商銀信組	8月	山一信託銀行
2月	朝銀島根信組	8月	大和インターナショナル信託銀行
4月	岩手県医師信組	94年 2月	日債銀信託銀行
6月	島根商銀信組	2月	しんきん信託銀行
12月	群馬県医師信組	95年 1月	東京共同銀行
72年 4月	富山地方国鉄信組	8月	東海信託銀行
11月	群馬商銀信組	8月	農中信託銀行
12月	福井地方国鉄信組	10月	興銀信託銀行
73年 2月	朝銀愛媛信組	10月	みどり銀行
5月	山形県医師信組	11月	第一勧業信託銀行
9月	茨城商銀信組	11月	三和信託銀行
76年 1月	長野商銀信組	12月	さくら信託銀行
77年 3月	大分商銀信組	96年 3月	あさひ信託銀行
4月	長崎朝鮮信組	6月	富士信託銀行
5月	栃木商銀信組	7月	すみぎん信託銀行
12月	佐賀朝鮮信組	9月	わかしお銀行
78年 2月	佐賀商銀信組	12月	長銀信託銀行
3月	信組高知商銀	97年 4月	紀伊預金管理銀行
82年 3月	福島商銀信組		
83年 8月	香川朝鮮信組		

出所) 『ニッキン資料年報』.

ても1機関も新設されていない。

それに対し、85年以降の後半期になると、信用組合の新設は全くなくなり、外国系信託銀行・業態別信託銀行と特殊な銀行だけが新設されている。

外国系信託銀行とは、日米円ドル委員会合意に基づき外国金融機関の対日進出措置として認められたものであり、85・86年に設立が集中しているのは、そのような背景があるからで

ある。

87年以降は、全く預金取扱金融機関の新設がなかったが、92年に成立した金融制度改革関連法により金融自由化措置の一環として認められた業態別子会社方式による信託銀行子会社が、93年以降順次設立されるようになった。

特殊な銀行といったのは、東京共同銀行・みどり銀行・わかしお銀行・紀伊預金管理銀行の4件である。

東京共同銀行は、東京協和信用組合・安全信用組合の破綻処理を行うため監督官庁である東京都の要請をもとに、日本銀行が半額出資（200億円）し、残りを民間金融機関が出資し、1995年1月に設立された。なお、この際、日本銀行は出資以外に300億円の特別融資を行っているが、この旧日本銀行法第25条に基づく「日銀特融」は、昭和40年証券恐慌の際に発動されて以後2例目であった。95年3月には2信組の事業を継承し業務を開始したが、その後コスモ信用組合の事業を譲受した上で、さらに地域的にも東京に限らず他の破綻した信用組合の整理を進める目的で、96年9月には整理回収銀行へと改組された。なお、99年4月には住専（住宅金融専門会社）処理で残された債権回収を進めてきた住宅金融債権管理機構と併合され整理回収機構（RCC）へと改組されている<sup>17)</sup>。

紀伊預金管理銀行は、96年11月に業務停止命令によってその命脈が断たれた阪和銀行の処理プロセスで預金管理業務だけを引き継ぐため、97年4月に設立された。設立の際には、新金融安定化基金の全額出資で、資本金100億円の株式会社の形式がとられた。

みどり銀行は、経営破綻した兵庫銀行を引き継ぐものとして95年10月に地元経済界および金融業界から出資を募り設立された銀行である。96年1月に兵庫銀行から事業を譲渡され営業を開始したが、98年3月期決算では約1,000億円の債務超過状態に陥り、99年4月に阪神銀行に救済合併され、みなと銀行となっている。

わかしお銀行は、経営破綻した太平洋銀行を引き継ぐものとして96年6月にさくら銀行の100%出資によって設立され、9月に太平洋銀行から事業譲渡を受け営業を開始している。

東京共同銀行と紀伊預金管理銀行は、このように共に破綻金融機関の事後処理のため債権回収や預金管理だけを行うことを目的として設立された機関であり、その意味で預金・貸出・為替という商業銀行業務を十全に行うことを目的としたものではない。

また、みどり銀行・わかしお銀行は、設立時の出資状況からみて新しい銀行ではあるが、いずれも破綻した第二地銀の営業譲渡を受け、その営業地盤の上で、職員・取引先を引き継ぎ銀行活動を行っているものであり、その点でまったく新しい競争者として参入した金融機関とはいえない。

---

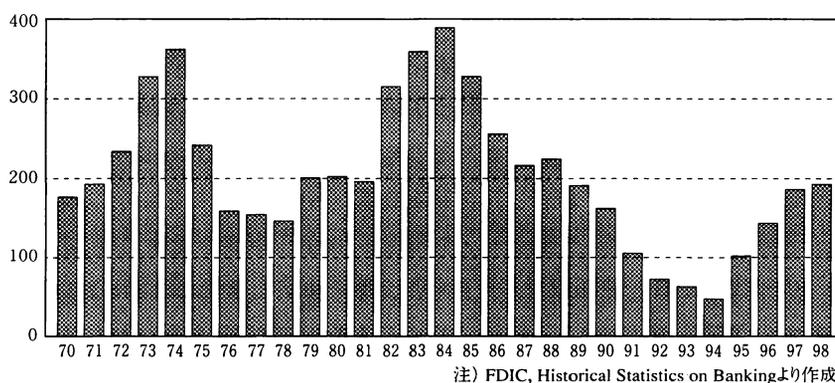
17) 整理回収機構は、資本金2,120億円（全額預金保険機構出資）の株式会社であり、預金保険機構グループとして活動している。そのホームページでは、同機構が取得した不動産等の処分に関する情報が掲示されている（<http://www.kaisyukikou.co.jp/>）。

つまり、これら4行は各々の特殊な事情から設立されたのであり、通常いう意味での新規参入者ということとはできない。

以上のように最近30年間の預金取扱金融機関の新設状況をみると、全く金融機関の新設が行われていないというのではなく、表2にあるように件数は一定数みられるが、一貫して普通銀行・信用金庫あるいは地域型の一般信用組合の新設はみられない。すなわち、地域に地盤を置き、預金・貸出を中心業務とする国内型（国内資本の）商業銀行タイプの金融機関の新設は、1件もないのである。1998年に銀行法・信用金庫法の改正が行われるまで、わが国では銀行・信用金庫の免許は大蔵大臣が握っており（改正により銀行・信用金庫の免許付与権限者は金融再生委員会となった）、また信用組合の免許付与権限者は都道府県知事であるが、事実上、大蔵省の一元的な認可権限に服していたということができ、大蔵金融行政の政策スタンスとして商業銀行タイプの金融機関の新設・参入を認めてこなかったことが、一目瞭然である。

その意味で、金融機関の新設・参入が常に一定数みられ、経営破綻したり合併・買収の対象となり姿を消した金融機関と入れ替わるといふ金融機関の新陳代謝があるアメリカとは全く競争環境が異なるといえる。前稿において指摘したことであるが、アメリカでは現在でも預金取扱金融機関の新設が盛んに行われている<sup>18)</sup>。前稿で紹介した1998年1年間だけで276件の預金取扱金融機関（商業銀行と貯蓄金融機関）の新設というのはFDIC（連邦預金保険公社）非加入のものまで含めた数であるが、FDIC加入ベースでは、商業銀行194、貯蓄金融機関28である。図1は、アメリカにおける商業銀行（FDIC加入ベース）の新設ペースを、1970年以降98年までの長期わたってみたものである。経済情勢・景気動向に左右される形で新設ペースは大きな波を描いて変動していることがわかるが、そのことは資本活動の一部面として銀行業が他の産業と何ら変わることなく、景気動向等の要因によって参入・退出が行われている産業分野であることを示している。

図1 アメリカにおける商業銀行の新設ペース



18) 拙稿「金融ビッグバンと金融改革の視角」『季刊経済研究』第22巻第1号、40ページ。

いわゆる参入・退出のルールが両面において確立されているアメリカでは、そのことによって常に市場と行政からの二重のチェックが作用しており、金融機関の経営陣に対して常に一定の緊張した競争圧力がかかっている。とはいうものの、アメリカの競争環境が理想的であるというのではなく、周知のようにそのようなアメリカでもS&Lの大量経営破綻、公的資金投入、大幅な法制整備などが80年代末から90年代初頭にかけて見られたことも事実である。参入・退出のルールのあるアメリカでさえもそうである、まして参入は全くなく、退出も護送船団行政によって「未然に防止」している状況では、経営規律を確保する手段はどこにもないといえる。

### 3 預金保険機構の資金援助

金融機関の経営破綻が続出する中で、その対応として預金保険機構による資金援助が数多く行われている。この節では、その資金援助の実績から地域金融機関の経営問題の深さをみてみよう。

預金保険機構は、保険事故が発生した場合の支払いに応じるという意味での預金払い戻し、いわゆるペイオフと、破綻金融機関を救済する金融機関がある場合に、その救済金融機関に対して資金的な援助を行い救済が円滑に行われることを促進する、以上2つの方法を使い「保険」としての役割を果たすことを法律（預金保険法）上定められていた。しかし、ペイオフが実際に行われるとなると、一般の預金者には、ペイオフという制度が法律上の規定としてはあっても、広く理解されていないため、預金者に不安・動揺が広がり、そのために他の健全な金融機関の預金にまで不測の連鎖が広がる恐れがある。その「不安」を現実化させないためにということで、1996年の金融三法制定時に、2001年までの「猶予期間」を定めて、その間ペイオフが凍結されることとなった。したがって、現在までのところ預金保険機構が実際に行うことができる措置は、資金援助だけとなっている。

これまで（1999年8月末まで）、預金保険機構は60件の資金援助を行っている。資金援助の第1例目は、1992年4月1日（資金援助実施日、預金保険機構での援助決定日は91年10月28日）の伊予銀行への低利貸付であった。伊予銀行は、同じ愛媛県を地元とし経営破綻した東邦相互銀行を救済合併したのであるが、その際に預金保険機構から5年間の貸付80億円を受けたのであった（なお、伊予銀行は預金保険機構からの貸付とは別に第二地方銀行協会から公定歩合と同水準で5年間・変動金利・無担保の100億円融資を受けている）。

その後、92年10月1日、三和銀行が東洋信用金庫の事業を譲受した際に200億円の金銭贈与が行われたのが第2例目となり、結局、92年には2件の資金援助が行われた。その後、93年には2件、94年には0件であったが、95年には3件、96年には6件、97年にも6件となり、98年に19件に達し、99年には1～8月だけでありながら23件も資金発動が行われている。わ

が国で金融機関の経営破綻が大量に発生するようになってきた近年、預金保険機構の資金援助は急増している。

表3は、資金援助の第25例目以後60例目までの36件の資金援助についてみたものである。第1例目から第24例目までの同様の表については、預金保険機構の『平成9年度年報』にすでに掲載されており、これはその後の分をみたものである。

これまで60件の資金援助の総額は、9兆8,210億円にのぼるが、その内訳は、金銭贈与が6兆1,591億円、資産買取が3兆6,499億円、貸付が80億円、債務引受が40億円となっている<sup>19)</sup>。表3からも明らかなように、資金援助という場合、通常は、救済金融機関への金銭贈与と破綻金融機関からの資産買取を組み合わせた形がとられている。貸付は、第1例目となった伊予銀行への80億円の貸付1件だけで、初めての資金援助事例であっただけに貸付という形式がとられたが、その後は救済金融機関が登場しないことには救済が行えないだけに金銭贈与方式が採用されている。資産買取は、96年11月の淡陽信用組合による山陽信用組合・けんみん大和信用組合からの事業譲受の際（第12・13例目）以降、破綻金融機関の不良債権に対して行われるようになった。

なお、債務引受は、98年1月の紀伊預金管理銀行による阪和銀行からの事業継承の際に行われた1件のみである。

資金援助額でみると、これまでで最大のものは北海道拓殖銀行のケースで、事業を継承する北洋銀行と中央信託銀行に対し各々1兆7,480億円、467億円、合わせて1兆7,947億円の金銭贈与がなされ、また北海道拓殖銀行からの資産買取1兆6,166億円で、合計資金発動額は3兆4,113億円にのぼっている。その他大型のものとしては、経営破綻した兵庫銀行の事業を継承する形で新設されたみどり銀行に対する金銭贈与4,730億円（96年1月実施）、その後阪神銀行とみどり銀行の合併によりみなと銀行となる際に、阪神銀行への金銭贈与7,901億円、みどり銀行からの資産買取2,659億円、合わせて1兆560億円（99年3・4月実施）、また日本長期信用銀行に対する特例資金援助（資産買取）4,939億円（99年8月実施）があり、さらにその他、阪和銀行のケース2,975億円（金銭贈与849億円、資産買取2,086億円、債務引受40億円）、徳陽シティ銀行のケース2,933億円（金銭贈与1,238億円、資産買取1,695億円）、太平洋銀行のケース1,170億円（金銭贈与）、京都共栄銀行のケース1,037億円（金銭贈与456億円、資産買取581億円）、さらに福德銀行となにわ銀行の特定合併のケース3,018億円（資産買取）など、これら銀行の経営破綻のケースを合わせると6兆5,475億円にのぼり、資金援助総額の66.7%を占めている。つまり、銀行の経営破綻に伴う預金保険機

---

19) 金銭贈与は、この金額がそのまますべて単純に預金保険機構の基金から払い出されるというのではなく、救済金融機関が破綻金融機関から譲り受ける債権に関する譲渡損や営業譲渡コストが、実質的な贈与額となっている。しかし、ここでは預金保険機構が発表している発動金額をそのまま合計する形で計算している。

表3 預金保険機構の資金援助事例（金額の単位は億円）

	実施日	議決日	救済金融機関	破綻金融機関	援助方式	金額
25	98年8月24日	98年8月10日	第一勧業信用組合	通信用組合	金銭贈与 資産買取	22 12
26	98年9月28日	98年9月9日	池袋信用組合	豊島信用組合	金銭贈与 資産買取	100 31
27	98年10月1日	98年9月9日	福徳銀行となにわ銀行の特定合併		資産買取	3,018
28	98年10月19日	98年10月6日	住友銀行	西南信用組合	金銭贈与 資産買取	83 69
29	98年10月26日	98年10月6日	幸福銀行ほか3行庫	京都共栄銀行	金銭贈与 資産買取	456 581
30	98年11月9日	98年10月6日	大東京信用組合	品川信用組合	金銭贈与 資産買取	171 100
31	98年11月16日	98年10月29日	北洋銀行・ 中央信託銀行	北海道拓殖銀行	金銭贈与 資産買取	17,947 16,166
32	98年11月24日	98年11月9日	仙台銀行ほか12行庫	徳陽シティ銀行	金銭贈与 資産買取	1,238 1,695
33	98年11月24日	98年11月9日	大阪庶民信用組合	中国信用組合	金銭贈与 資産買取	49 23
34	98年11月24日	98年11月9日	富士信用組合	六甲信用組合	金銭贈与 資産買取	76 79
35	98年12月7日	98年11月25日	都民信用組合	豊栄信用組合	金銭贈与 資産買取	136 77
36	98年12月4日	98年11月25日	成協信用組合	太平信用組合	金銭贈与 資産買取	178 101
37	98年12月21日	98年11月25日	永代信用組合	東興信用組合	金銭贈与 資産買取	104 110
38	99年1月11日	98年12月18日	北越銀行	長岡信用組合	金銭贈与 資産買取	18 29
39	99年1月11日	98年12月18日	成協信用組合	大和信用組合	金銭贈与 資産買取	518 174
40	99年1月18日	98年12月18日	南都銀行	奈良県信用組合	金銭贈与 資産買取	113 40
41	99年1月25日	99年1月11日	横浜商銀信用組合	静岡商銀信用組合	金銭贈与 資産買取	162 22
42	99年2月8日	99年1月11日	厚木信用組合	湘南信用組合	金銭贈与 資産買取	133 86
43	99年2月8日	99年1月11日	成協信用組合	日本貯蓄信用組合	金銭贈与 資産買取	230 90
44	99年2月15日	99年2月1日	あさひ銀行	西部信用組合	金銭贈与 資産買取	50 49
45	99年2月22日	99年2月1日	川崎信用金庫	神奈川商工信用組合	金銭贈与 資産買取	128 100
46	99年2月22日	99年2月1日	信用組合広島商銀	信用組合山口商銀	金銭贈与 資産買取	203 112
47	99年2月22日	99年2月1日	信用組合広島商銀	島根商銀信用組合	金銭贈与 資産買取	9.1 2.4
48	99年3月8日	99年2月23日	成協信用組合	河内信用組合	金銭贈与 資産買取	915 289
49	99年3月8日	99年2月23日	八千代銀行	相模原信用組合	金銭贈与 資産買取	276 249
50	99年4月1日 99年3月23日	99年3月9日	阪神銀行とみどり銀行の合併		金銭贈与 資産買取	7,901 2,659
51	99年3月23日	99年3月9日	東京商銀信用組合	埼玉商銀信用組合	金銭贈与 資産買取	367 83
52	99年3月29日	99年3月9日	信用組合宮城商銀	北海商銀信用組合	金銭贈与 資産買取	99 33
53	99年4月5日	99年3月9日	滋賀県信用組合・ 滋賀銀行	高島信用組合	金銭贈与 資産買取	62 28
54	99年4月19日	99年3月25日	大同信用組合	大阪東和信用組合	金銭贈与 資産買取	123 37
55	99年5月6日	99年4月16日	紀陽銀行	和歌山県商工信用組合	金銭贈与 資産買取	1,768 425
56	99年5月17日	99年4月16日	大同信用組合	興和信用組合	金銭贈与 資産買取	353 122
57	99年6月14日	99年5月26日	大同信用組合	福寿信用組合	金銭贈与 資産買取	546 194
58	99年6月28日	99年6月16日	大阪庶民信用組合	豊和信用組合	金銭贈与 資産買取	162 111
59	99年8月16日	99年8月10日	日本長期信用銀行に対する	特例資金援助	資産買取	4,939
60	99年8月23日	99年8月10日	大阪庶民信用組合	信用組合大阪弘容	金銭贈与 資産買取	1,825 534
				60件合計	金銭贈与 資産買取 債務引受 貸付	61,591 36,499 40 80
				総合計		98,210

注) 『平成10年度 預金保険機構年報』をもとに一部訂正。

構の資金援助発動は、件数は少ないながら、1件当たりの規模が比較的大きいため、これまで資金援助の3分の2が一部の銀行破綻に集中して使われていることがわかる。そして、銀行破綻のケース以外のほとんどは信用組合の経営破綻に関連した資金援助事例であることに注意する必要がある。

預金保険機構のこれまでの資金援助60件のうち破綻金融機関が銀行であるもの、あるいは特定合併・特例資金援助など当該銀行に対して行われたケースは、10件ある。破綻金融機関が信用金庫である場合は、わずか2件であり、しかも資金援助2例目となった東洋信用金庫と3例目(93年10月1日実施)となった釜石信用金庫のケースだけで、それ以後発生していない。したがって、残り48件はすべて信用組合に関して資金援助が行われたケースである。

信用組合が経営破綻し、事業継続が不可能になった場合、解散するか、他の金融機関に救済合併・事業譲渡される。後者の場合、ペイオフ・コストを超える部分について預金保険機構から資金援助が行われるが、救済金融機関は地元の銀行・信用金庫・信用組合や東京共同銀行・整理回収銀行など、様々である。なお、信用組合の解散の事例としては、96年3月の兵庫県職員信用組合のケースがある。なお、94年9月に佐賀銀行・佐賀県信用組合協会に事業を譲渡し解散した松浦信用組合(佐賀県)の場合は、事業譲渡が行われたとはいうものの、5店舗はあくまでも不動産として佐賀銀行が引き継ぎ、その地での営業を行わない、また職員の引き継ぎも行われなかったという、事実上の「解散」のケースであったといえる<sup>20)</sup>。

これまで信用組合の経営破綻による事業譲渡に関連した資金援助で最大規模のものは、木津信用組合からの事業継承に対して整理回収銀行に1兆340億円が金銭贈与されたケースである(97年2月実施)。その他、金銭贈与・資産買取合わせて2,000億円を超えるような規模の資金援助が行われたケースが数件あるが(大阪信用組合2,526億円・97年1月実施、朝銀大阪信用組合3,159億円・98年5月実施、和歌山県商工信用組合2,193億円、信用組合大阪弘容2,359億円)、信用組合に関しては比較的小規模なケースが多発しているのが特徴といえる。

いずれにしても、破綻処理の方法として行われている預金保険機構の資金援助は、件数でみて圧倒的に地域金融機関、とくに信用組合に集中している。したがって、信用組合の破綻と再編が地域金融立て直しのある意味では中心問題であるともいえる。

#### 4 信用組合の破綻と再編

信用組合には、次の3つの類型が含まれている。業界団体である全国信用組合中央協会ではこれを「信用組合の業態」と呼んで、この3類型について次のように説明している。

---

20) 後藤新一「信用金庫・信用組合の合併」『経営管理研究所紀要』(愛知学院大学)第3号、1996年、41-42ページ。

第1は、地域信用組合で、「限られた地域の中の中小企業や住民のためにつくられたもので、その営業地域は広いもので県下一円で、大部分の信用組合は、もっと狭い地域で営業を行っています。信用組合の中では数が多く代表的な信用組合です。また地域信用組合の中には、在日外国人のための『外国系信用組合』もあります」。

第2は、業域信用組合で、「同じ業種の人たちが集まってつくった信用組合で、医師、歯科医師、青果市場、魚市場、皮革、食品などの信用組合があります」。

第3は、職域信用組合で「官公庁、会社、工場などの職場に勤務する人たちがつくった信用組合で、都県庁職員、市職員、会社職員（社員）などの信用組合があります」<sup>21)</sup>。

この3つのタイプのうち、業域型と職域型はともに特定の対象者を相手にする組合という意味で、地域型信用組合とは大きくその性格が異なるといえる。業域・職域型信用組合は、地域限定性を持ちながらも、その地域自体が営業基盤（地盤）ではないため、通常店舗展開も少ない。他の地域型の預金取扱金融機関である信用金庫や地方銀行・第二地銀と比較して、競争上直接の相手となるのは地域型信用組合であり、その意味で、信用組合全体を地域型と業域・職域型の2つに分類してみることに意味が出てこよう。

業域・職域型信用組合や外国系信用組合を除いた地域型信用組合だけで見ると、青森県・京都府・高知県・熊本県では、純粋な地域型信用組合が1組合しか存在しない。静岡県では純粋な地域型信用組合が1つも無いということになる。信用組合は、地域金融機関として、地域に最も密着した預金取扱金融機関であると考えられているが、このように地域的にみればその分布はかなりの偏りをみせているといえる。（なお、沖縄県には、どのタイプのものにせよ、信用組合は1組合もない。）

1999年3月末時点で、全国にある322の信用組合の内、業域・職域型信用組合が69（うち業域型37、職域型32）あり、預金・貸出金に占めるシェアは、各々8.21%、5.48%となっている（表4）。組合数では、全体の21.4%を占めながら、預金・貸出金シェアは組合数に比べ、相当に小さなものとなっている。これは、これら業域・職域型信用組合が、いずれも小規模なものが中心となっていることによる。業域・職域型信用組合の1組合平均の預金・貸出金は、各々240億円、123億円であり、これは信用組合全体の平均である627億円、479億円の38.3%、25.6%に過ぎない。それは、これら業域・職域型信用組合の性格からみて当然のことといえる。業域・職域型信用組合は、営業基盤が業域・職域に限定されており、地域的に拡張するという戦略とははじめから無縁であること、またその性格から他の信用組合との合併という戦略を採りにくいことがあり、規模の面では小規模なものに止まっているものが大半である。

---

21) 全国信用組合中央協会のホームページ ([http://www.shinyokumiai.or.jp/gaiyo\\_q\\_a7.html](http://www.shinyokumiai.or.jp/gaiyo_q_a7.html)) より。

表4 業域・職域型信用組合（1999年3月末、単位百万円）

	預 金	貸 出 金		預 金	貸 出 金		
岩手県医師	12,399	4,739	業	福井県たばこ	3,189	393	業
山形県庁職員	12,902	4,359	職	福井県医師	11,102	1,379	業
山形県農協連職員	2,216	833	職	鉄道福井	1,963	479	職
山形県医師	3,861	1,402	業	丸 八	18,053	8,051	職
杜 陵	11,441	2,930	職	愛知県警察	22,434	13,414	職
群馬県医師	10,696	1,806	業	名古屋青果物	7,950	1,549	業
埼玉県医師	23,449	8,599	業	愛知県医療	6,604	1,371	業
東 京	15,027	11,988	業	愛知県医師	31,173	8,482	業
せ い か	52,058	41,558	業	岐阜県医師	13,592	1,680	業
東 浴	50,651	36,594	業	三重県職員	12,035	5,788	職
文化産業	36,632	26,943	業	滋賀県民	37,046	24,250	業
東京証券	25,307	13,579	業	京都シティ	8,553	4,908	職
東京建設	8,603	8,052	業	大阪府医師	35,925	25,737	業
東京厚生	45,847	33,129	業	大阪府警察	46,552	37,969	職
東京食品	44,571	33,040	業	朝日新聞	27,192	8,478	職
足立総合	16,497	9,838	業	毎 日	14,780	6,924	職
宮内庁	3,606	1,141	職	兵庫県警察	25,733	12,448	職
警視庁職員	258,193	156,007	職	兵庫県医療	37,489	16,586	業
甲 子	13,993	12,786	職	神戸市職員	81,218	28,340	職
東京消防	37,149	9,673	職	和歌山県医師	9,544	2,879	業
東京都教育	63,451	21,151	職	呉市職員	1,576	579	職
東京都職員	45,994	10,159	職	下関市職員	5,885	1,826	職
神奈川県青果	13,975	10,495	業	福岡県庁	1,868	832	職
神奈川県医師	49,151	23,457	業	九大医系	2,727	884	職
神奈川県歯科医師	31,382	20,873	業	福岡県医師	25,029	10,057	業
静岡県医師	25,673	5,881	業	佐賀栄城	1,242	331	職
新潟鉄道	4,173	2,960	職	佐賀県医師	17,497	7,328	業
富山県医師	11,695	1,986	業	長崎三菱	67,994	46,092	職
富山鉄道	916	198	職	長崎県医師	20,625	10,184	業
石川たばこ	4,162	1,664	業	松島炭坑	3,257	392	職
石川県医師	10,690	4,272	業	熊本県医師	9,550	3,265	業
金沢中央	12,677	8,483	業	大分県庁	1,343	370	職
倉庫精練	476	314	職	大分県医師	7,153	2,080	業
金沢鉄道	1,959	773	職	鹿児島県医師	17,371	14,197	業
福 泉	61,411	4,111	職	合 計 (a)	2,128,378	1,476,428	
				全国322信組(b)	20,204,367	15,420,462	
				(a)/(b)比率(%)	8.21	5.48	
				1信組平均	30,846	21,398	

出所) 『金融財政事情』1999年8月23日掲載資料「全国信用組合預金・貸出金」より作成.

なお、業域・職域型の区別は、『日本金融名鑑』に従った。

業域・職域型信用組合のうち最大の規模を有しているのは東京都にある警視庁職員信用組合であるが、預金・貸出金で1,000億円を超えるのはこの1組合だけであり、預金規模で全国最小の倉庫精練信用組合（石川県、預金額4億7,600万円）や貸出規模で全国最小の富山鉄道信用組合（富山県、貸出金額1億9,800万円）が含まれている。

業域・職域型信用組合の場合、規模が小さいだけでなく、預貸率でみても50.98%と全国平均の76.32%と比べ非常に低くなっている。例えば、福泉信用組合（福井県）では預貸率は6.69%と10%を切っており、その他10%台の信用組合が7組合もある。これは、営業基盤としている業域・職域内での資金需要が少なく、資金吸収に重点がおかれていることをあらわしている。これらの信用組合では、資産構成の中で、有価証券や預け金（系統預け金）の比率が高く、その面で、意図せざる結果としてであるが、いわば「堅く」収益をあげる資金運用となっている。このため、これまで地域型信用組合が数多く経営破綻してくる中で、比較的小規模ながら経営を存続させてきたのであった。

しかしながら、これら業域・職域型信用組合にまったく再編の動きがないのかというところではない。表5にあるように、80年代以降だけを見ても、業域・職域型信用組合の再編は一定であるが行われている。だがその多くは、地域型信用組合への吸収合併によって「業態転換」が図られたものであった。最近のケースでは、98年に通信信用組合（東京都）が経営破綻し、東京都下の地域型信用組合である第一勧業信用組合へ事業譲渡された。

表5 業域・職域型信用組合の再編

81年3月	奈良県信組と奈良県たばこ信組が合併、奈良県信組に
82年4月	神戸中央信組と青果信組が合併、みなと信組に
84年12月	東京青果商信組と豊島青果信組が合併、東京青果商信組に
87年10月	滋賀県信組と滋賀県たばこ信組が合併、滋賀県信組に
88年4月	中越信組・高陵信組・井波信組・富山県たばこ信組が合併、富山県信組に
88年10月	長野県信組・昭和電工塩尻信組・昭和電工大町信組が合併、長野県信組に
93年9月	いちば信組と東京食品信組が合併、東京食品信組に
98年8月	通信信組が第一勧業信組に事業譲渡
99年6月	東京都教育信組が東京都に破綻申請

注) 1. みなと信組は、91年10月富士信組と合併、現在は富士信組。

2. 東京青果商信組は、85年9月、せいか信組に名称変更。

出所) 『ニッキン資料年報』をもとに作成。

また、99年6月には、東京都教育信用組合（職域型）の経営破綻が表面化した。バブル期に外国証券や株式、投資信託証券などへの投資を強めた同信用組合は、その部分が不良債権化し、債務超過状態に陥ったというのである。そのため、監督官庁である東京都に対し破綻申請を行い、都の破綻認定の後、金融再生法に基づき金融整理管財人が派遣され、破綻処理に入った<sup>22)</sup>。

22) 『産経新聞』1999年6月14日。

外国系信用組合（各商銀・朝銀と横浜華銀・関西興銀を含む）は99年3月末時点で全国に63信組ある。預金額合計は4兆3,119億円、貸出金額は3兆8,088億円にのぼり、全国信用組合の組合数で19.6%、預金額で21.34%、貸出金額で24.70%を占めている。外国系信用組合は、このように信用組合業界の中で一定の地歩を築いているが、ある意味でこれらの信用組合が破綻・再編の中心ともいえる。表6は、ビッグバン以後の最近の金融機関の破綻事例を発表ベースでみたものであるが、全国的に外国系信用組合の破綻・再編が進行している状況が分かる。

表6 金融機関の破綻事例（ビッグバン宣言以後）

96年 11月	大阪府が三福信用組合に一部業務停止命令（ビッグバン宣言の3日前） 阪和銀行に業務停止命令
97年 2月	大阪信用金庫と三和信用金庫が合併を発表 木津信用組合が整理回収銀行に事業譲渡し解散
3月	阪神労働信用組合の兵庫県信用組合への事業譲渡を発表
4月	東海信用組合の大垣共立銀行への事業譲渡を発表 土岐信用組合の十六銀行への事業譲渡を発表 北九州信用組合の福岡銀行への事業譲渡を発表
5月	日産生命に対し一部業務の停止命令 神奈川県信用組合の横浜銀行への事業譲渡を発表 田辺信用組合のさくら銀行への事業譲渡を発表 朝銀大阪信用組合の朝銀近畿信用組合への事業譲渡を発表 小川証券が営業休止を発表
10月	越後証券が解散を発表 福徳銀行となにわ銀行が合併に同意（なみはや銀行へ） 京都共栄銀行の幸福銀行への事業譲渡を発表
11月	三洋証券が会社更生法の適用を申請 北海道拓殖銀行が北洋銀行への事業譲渡を発表 たくぎん抵当証券が自己破産を申請 山一証券が自主廃業を発表 徳陽シティ銀行の仙台銀行への営業譲渡を発表
12月	丸荘証券が自己破産を申請
98年 1月	静岡商銀信用組合の横浜商銀信用組合への事業譲渡を発表
3月	和歌山県商工信用組合の紀陽銀行への事業譲渡を発表 長岡信用組合の北越銀行への事業譲渡を発表
4月	松彦証券（名古屋）が自主廃業を発表
5月	西部信用組合（川越市）のあさひ銀行への事業譲渡を発表 神奈川商工信用組合の川崎信用金庫への事業譲渡を発表 湘南信用組合の厚木信用組合への事業譲渡を発表 相模原信用組合の八千代銀行への事業譲渡を発表 奈良県信用組合の南都銀行への事業譲渡を発表

98年	5月	信用組合山口商銀の信用組合広島商銀への事業譲渡を発表 島根商銀信用組合の信用組合広島商銀への事業譲渡を発表 大阪府が府下信用組合の大幅再編を発表 信用組合福岡商銀の九州商銀信用組合への事業譲渡を発表 埼玉商銀信用組合の東京商銀信用組合への事業譲渡を発表 六甲信用組合の富士信用組合への事業譲渡を発表 北海商銀信用組合の信用組合東北商銀への事業譲渡を発表 阪神銀行とみどり銀行が合併を発表（みなと銀行へ） 中村証券（倉敷市）が自主廃業を発表
	6月	信用組合大阪商銀の信用組合京都商銀への事業譲渡を発表 高島信用組合の滋賀銀行・滋賀県信用組合への事業譲渡を発表
	7月	東海丸万証券と内外証券が合併を発表 東宝証券（旭川市）が自主廃業を発表
	8月	逓信信用組合の破綻処理で第一勧業信用組合への資金援助 菱光証券と大七証券が合併で合意
	9月	日本リースが会社更生法の適用を申請 明光証券とナショナル証券が合併を発表 石塚証券（大阪市）が休業
	10月	山吉証券（東京都）が自己破産を申請
99年	4月	国民銀行が経営破綻 台東・総武・東京東和信用組合が経営破綻、事業譲渡 千歳信用組合・共同信用組合（北海道）が破綻のため専和信用組合に事業譲渡 不動信用金庫（大阪）・玉野信用金庫（岡山）が破綻処理へ 興産信用金庫（東京）が神田信用金庫の救済合併を発表
	5月	三重県が三重県信用組合に対する金融整理管財人による管理・事業譲渡を発表 全国の32朝銀系信用組合が4信用組合に地域統合を発表 金融監督庁が幸福銀行に早期是正措置を発出（銀行では第1例目） 金融監督庁が北海道銀行に早期是正措置を発出（第2例目） 金融監督庁が東京相和銀行に早期是正措置を発出（第3例目）
	6月	大阪府が信用組合大阪商銀に金融整理管財人を選任 新潟中央銀行・小樽商工信用組合に早期是正措置 金融監督庁が新潟中央銀行に早期是正措置を発出（第4例目） 東京都教育信用組合の破綻処理決定 金融監督庁がなみはや銀行に早期是正措置を発出（第5例目）

注) 『金融』各号の記事，新聞報道等をもとに作成。

99年8月23日，信用組合大阪弘容の事業が大阪庶民信用組合に譲渡された。預金保険機構の60例目の資金援助事例に当たる。この事業譲渡によって，大阪府下の信用組合を監督する大阪府が主導して，経営破綻状態にあった府下の10信組を比較的経営状態の良好であった3

つの信組に統合する計画が一応の完了をみたのであった。

大阪ではバブル期に信用組合が他業態比でも他地域比でも特に急激に業績（貸出額）を伸ばしたが、その反動が木津信用組合の破綻という形で劇的にあらわれ、その後も景気の低迷が特に近畿・大阪地区で深刻であったことも背景に、信用組合の経営再建が困難をきわめていた。そこで、監督官庁である大阪府は、行政主導で地域型信用組合の大幅な統合を目指したのである。経営状態の悪い10の信用組合を3つの比較的経営状態の良好な信用組合に事業譲渡させるというのである。大同信用組合が福寿・興和・大阪東和から、成協信用組合が大和・河内・日本貯蓄・太平から、大阪庶民信用組合が豊和・中国・大阪弘容から、それぞれ事業譲渡を受けた。結果として、13の地域型信用組合が大同・成協・大阪庶民の3信組に統合されたのである。そのいずれの場合にも、預金保険機構からの資金援助が出ている（表3の33・36・39・43・48・54・56・57・58・60）。

大阪府下には90年3月には32の信用組合があったが、99年8月末時点にはわずか13しか残っていない。そのうち、一般地域型は7に集約され、外国系が2、業域・職域型が4である。このうち外国系である大阪商銀はすでに京都商銀に事業譲渡し解散することが決まっている。

このような行政主導による大幅な信用組合の統合・整理は他に例をみないが、今回の措置によって地域型信用組合の核となる組合は資金量3,000億円規模での営業が出来る状況となった。大阪には破綻した不動信用金庫を除き16の信用金庫があり、兵庫県の尼崎信用金庫も大阪府内に複数の店舗を展開しており、また大和銀行が近畿銀行・大阪銀行と密接な提携による地域密着戦略をとっていることなど、地域金融を巡る競争は激烈である。今回の地域型信用組合の統合はあくまで終着点ではなく、信用組合が本格的な地域金融の競争に入っていくための出発点にしかならないといえることができる。

## おわりに

2001年の金融ビッグバン完結に向けてわが国の金融機関の再編が本格化しているが、その中で地域金融機関は重い不良債権を抱えたまま再編は相対的に遅れ、わが国の金融改革の残された課題であることがはっきりしている。とくに、信用組合の破綻は深刻であると同時に、大幅な集約化が進んでおり、地域金融に果たす役割の面からすでに一定の偏りさえ見えてきている。2000年4月には信用組合の監督権限は都道府県から金融監督庁に一元化される。現在の数を減らす集中・集約型の行政スタンスが堅持されるならば、地域金融の機能を十全に果たす担い手機関を再構築するのにプラスの効果だけをもたらすとは考えられない。澎湃とした地域金融機関の新規参入による金融再編のダイナミズムが求められるのである。

(1999.9.13受理)